

【書面掲示規制】

○書面掲示規制とは、国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1：法令等により、書面による「掲示」は義務付けられているもの、又は法令等では書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、インターネット利用による公開等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が許容されていないもの

phase 2：少なくとも一部のプロセス（掲示にかかる一連の手続の一部分をいう）について、法令等でデジタルによることを許容しているもの

phase 3：全てのプロセスについて、デジタル原則に適合する手段を基本としているもの

No	対象法令	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	医療法施行規則第9条の16第5号	診療等に関する諸記録の閲覧場所に関する情報の掲示義務	2	当該情報の掲示について、デジタル化を妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日
2	医療法施行規則第9条の20第5号	診療等に関する諸記録の閲覧場所に関する情報の掲示義務	2	当該情報の掲示について、デジタル化を妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日